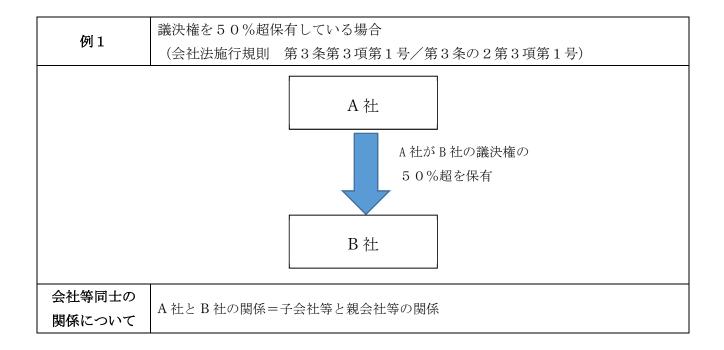
# 「資本関係」に該当するグループ企業の事例について

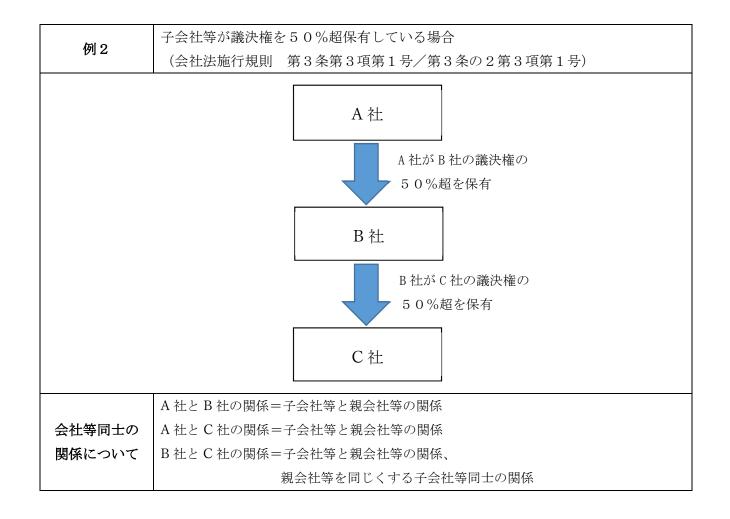
# はじめに

- ・本事例集は、資本関係に限定して事例を掲載しています。「人的関係」や「その他の入札の適正さが 阻害されると認められる場合」に該当しないかについても必ず確認してください。
- ・本事例集に掲載する資本関係にある者同士(「子会社等と親会社等の関係」又は「親会社等を同じく する子会社等同士の関係」)は、グループ企業に該当しますので、同一の案件には参加できません。
- ・本事例集には、親会社等が法人となる事例のみを掲載していますが、親会社等には個人(自然人であるもの。以下、同じ。)も含まれます。<u>A社を個人に置き換え、親会社等に該当する個人がいないか、当該個人を親会社等とする子会社等同士の関係にある他社がないかについても必ず確認してください。</u>
- ・本事例集に掲載されていない資本関係のある者同士がグループ企業に該当しないことを示すもので はありません。
- ・本市では、グループ企業に該当するかの事前の内容確認は行いませんので、グループ企業に該当する 恐れのある場合(グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。)は、同一案件への入札を控 えてください。

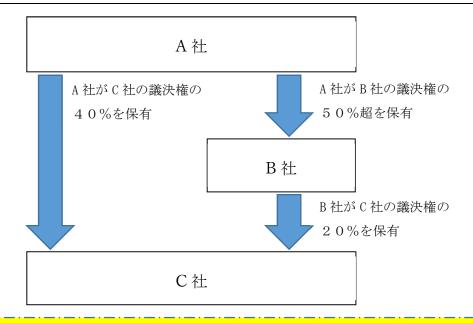
### 用語の定義について

本事例集において使用している「親会社等」「子会社等」「自己所有等議決権」等の用語の定義については、会社法、会社法施行規則等関係法令に準じます。





子会社等と合わせて議決権を50%超保有している場合 (会社法施行規則 第3条第3項第1号/第3条の2第3項第1号)



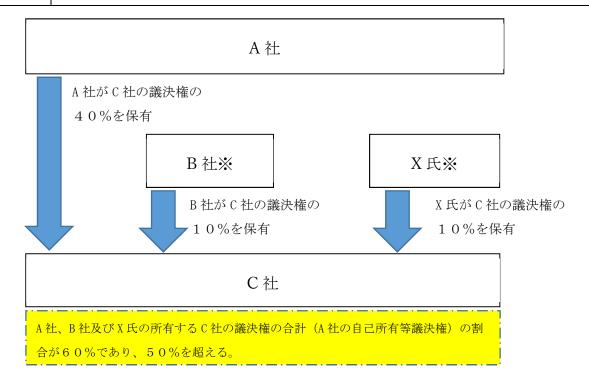
A社とその子会社等であるB社が所有するC社の議決権の合計の割合が60%であり、50%を超える。

会社等同士の 関係について A社とB社の関係=子会社等と親会社等の関係

A社とC社の関係=子会社等と親会社等の関係

B社と C社の関係=親会社等を同じくする子会社等同士の関係

議決権を40%以上保有し、かつ自己所有等議決権の割合が50%を超える場合 (会社法施行規則 第3条第3項第2号イ/第3条の2第3項第2号イ)

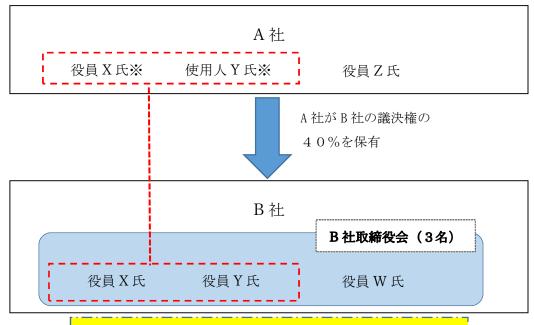


- ※B 社及び X 氏が次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
  - (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
    - ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A氏の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
    - ③A氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

議決権を40%以上保有し、かつ取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する特定の関係者※(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。以下、同じ。)の数の割合が50%を超える場合

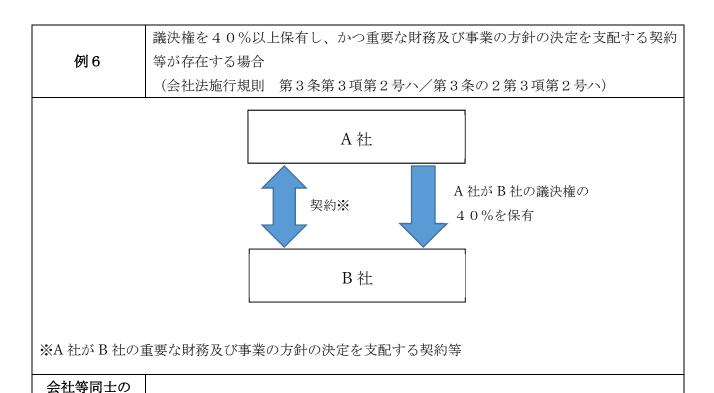
(会社法施行規則 第3条第3項第2号ロ/第3条の2第3項第2号ロ)



B 社取締役会の構成員の総数 (3名) に対する、A 社の特定の関係者※ である者の数 (2名) の割合が 50%を超える。

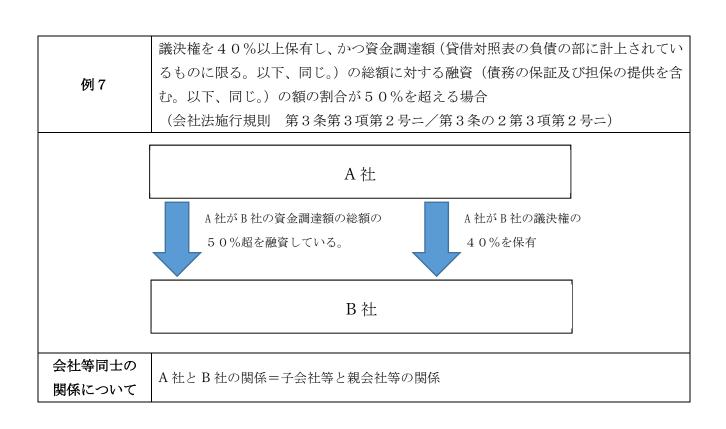
- ※B 社の役員である X 氏及び Y 氏が次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A 社の役員
    - ②A 社の業務を執行する社員
    - ③A 社の使用人
    - ④①から③までに掲げる者であった者
  - (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
    - ①A 氏本人
    - ②A 氏の使用人
    - ③②に掲げる者であった者
    - ④A 氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

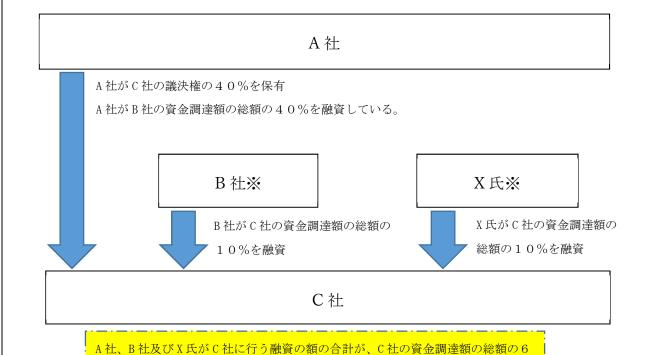


A社とB社の関係=子会社等と親会社等の関係

関係について



議決権を40%以上保有し、かつ資金調達額の総額に対する自己、自己と出資、人事、 資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限 る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額の割合が50%を超える場合 (会社法施行規則 第3条第3項第2号二/第3条の2第3項第2号二)



※B 社及び X 氏が次に掲げる要件のいずれかに該当

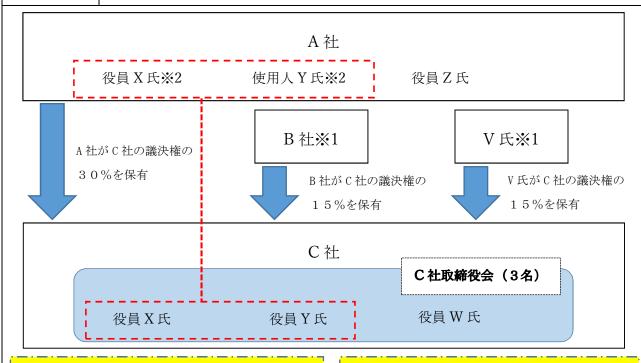
0%であり、50%を超える。

- (A 社が法人である場合)
  - ①A社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者
- (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
  - ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者
  - ②A 氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

議決権の保有が0~40%未満、自己所有等議決権の割合が50%を超え、かつ取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する特定の関係者※2の数の割合が50%を超える場合

(会社法施行規則 第3条第3項第3号ロ/第3条の2第3項第3号ロ)



A 社、B 社及び V 氏の所有する C 社の議決権の合計 (A 社の自己所有等議決権)の割合が 6 0 %であり、 5 0 %を超える。 C 社取締役会の構成員の総数 (3名) に対する、A 社の特定の関係者※2 である者の数 (2名) の割合 が50%を超える。

- ※1 B 社及び V 氏は次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
  - (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
    - ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A氏の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A氏の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
    - ③A氏の配偶者又は二親等内の親族
- ※2 C社の役員である X氏及び Y氏が次に掲げる要件のいずれかに該当
- (A 社が法人である場合)
  - ①A 社の役員
  - ②A 社の業務を執行する社員
  - ③A 社の使用人
  - ④①から③までに掲げる者であった者

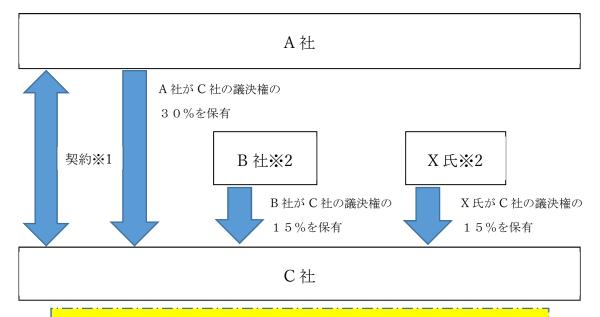
(A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)

- ①A 氏本人
- ②A 氏の使用人
- ③②に掲げる者であった者
- ④A 氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

議決権の保有が0~40%未満、自己所有等議決権が50%を超え、かつ重要な財務 及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

(会社法施行規則 第3条第3項第2号ハ/第3条の2第3項第2号ハ)



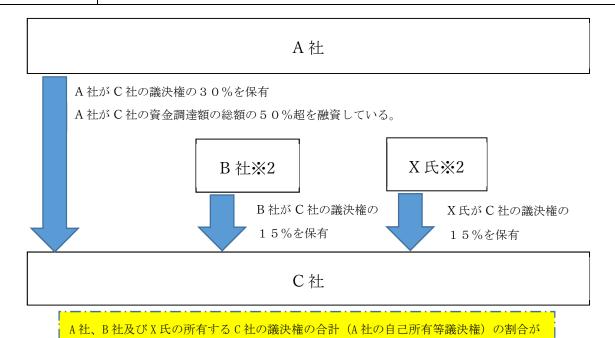
A 社、B 社及び X 氏の所有する C 社の議決権の合計 (A 社の自己所有等議決権) の割合が 6 0%であり、5 0%を超える。

- ※1 A 社が C 社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等
- ※2 B 社及び X 氏が次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
  - (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
    - ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
    - ③A氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

議決権の保有が0~40%未満、自己所有等議決権が50%を超え、かつ資金調達額の総額に対する融資の額の割合が50%を超えている場合

(会社法施行規則 第3条第3項第2号二/第3条の2第3項第2号二)



※ B 社及び X 氏が次に掲げる要件のいずれかに該当

60%であり、50%を超える。

#### (A 社が法人である場合)

- ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
- ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

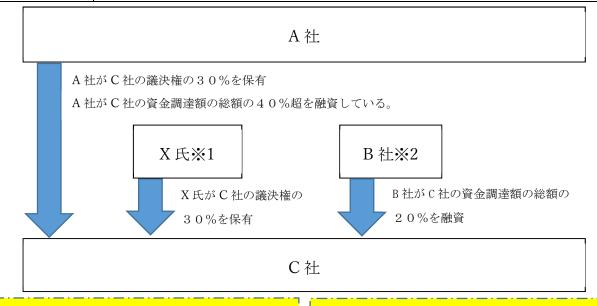
## (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)

- ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A氏の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
- ②A氏の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
- ③A氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の 関係について

議決権の保有が0~40%未満、自己所有等議決権が50%を超え、かつ資金調達額の総額に対する自己、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額の割合が50%を超えている場合

(会社法施行規則 第3条第3項第2号二/第3条の2第3項第2号二)



A 社及び X 氏の所有する C 社の議決権の合計 (A 社の自己所有等議決権)の割合が 6 0 %であり、5 0 %を超える。

A 社及び B 社が C 社に行う融資の額の合計が、C 社の資金調達額の総額の60%であり、50%を超える。

- ※1 X氏は次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A 社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A 社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A 社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
  - (A 社を個人(A 氏とする。)に置き換えた場合)
    - ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより A氏の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
    - ②A氏の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
    - ③A氏の配偶者又は二親等内の親族
- ※2 B 社は次に掲げる要件のいずれかに該当
  - (A 社が法人である場合)
    - ①A社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者
  - (A 社を個人 (A 氏とする。) に置き換えた場合)
    - ①A氏と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者
    - ②A 氏の配偶者又は二親等内の親族

会社等同士の関係について